

「国際学部同窓会学生ボランティア支援ファンド」実施要項

(目的)

第1条 本ファンドは、国立大学法人宇都宮大学国際学部（以下「国際学部」という。）が国際学部同窓会（以下「同窓会」という。）から受け入れた寄附金を原資として、「国際学」(International Studies)の基礎的・専門的知識を身に付け、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成するために、地域貢献及び国際貢献の分野でボランティア活動に参加する国際学部の学生又は団体（以下「学生等」という。）を支援することを目的とした奨励金とする。

(ファンドの管理・運用)

第2条 本ファンドは、国際学部長を代表者として、国際学部学務委員会（以下「学務委員会」という。）が、管理・運用するものとする。

(支援事業の区分)

第3条 本ファンドが支援の対象とする事業（以下「支援事業」という。）は次のとおりとする。

一 学生企画事業

国際学部の学生が自ら企画・実施する地域貢献・国際貢献事業

二 国際学部企画事業

国際学部が企画し、本学部の学生が主体となって実施する地域貢献・国際貢献事業

三 外部支援事業

国際学部以外の団体が実施する地域貢献・国際貢献事業（ただし、国際学部の学生等が参加するものに限る。）

四 その他の支援事業

その他、学務委員会が必要と認めた事業（緊急支援等）

(申請)

第4条 本ファンドによる支援を希望する学生等（以下「申請者」という。）は、指定の申請書により、学務委員会まで申し出るものとする。

2 申請書は、支援事業を始めようとする日の1月前の日までに提出するものとする。

(申請に必要な要件)

第5条 申請者は、次のいずれかの条件を満たすものでなければならない。

- 一 申請者が同窓会会員であること。
 - 二 申請者が団体の場合は、代表申請者が同窓会会員であり、かつ、代表申請者以外に2名以上の同窓会会員が支援事業に参加するものであること。
- 2 申請する支援事業は、次の事項に留意したものでなければならない。
- 一 支援事業の計画及び方法が適切であり、参加者の安全性に配慮したもので、かつ地域貢献・国際貢献の効果が期待できる事業であること。
 - 二 単に調査研究を目的としたものでないこと。
 - 三 宗教活動又は政治活動を目的としたものでないこと。
 - 四 個人や団体が実施する営利事業でないこと。
 - 五 単なる飲食、観光等参加者の遊興を目的とするものでないこと。

(支援の対象とする経費)

第6条 支援の対象とする経費は、支援事業に真に必要な経費の実費相当額とし、原則として一事業について5万円を上限とする。ただし、学務委員会が適当でないとする経費については支援の対象としない。

(選考審査)

- 第7条 支援事業の申請があったときは、学務委員会が審査し、支援の可否を申請者に通知するものとする。
- 2 学務委員会は、前項の審査を行うにあたり、必要に応じて申請者の出席を求め意見を聞くことができる。

(事業の実施)

第8条 事業の支援が決定した申請者（以下「支援決定者」という。）は、申請書に基づき速やかに支援事業を実施しなければならない。

(支援決定者の報告義務等)

- 第9条 支援決定者は、支援事業実施完了後1月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を学務委員会に提出しなければならない。
- 一 実施事業内容の概要
 - 二 事業を実施しての成果・所感等
 - 三 経費の収支報告（領収書を添付すること。）
- 2 支援決定者は、学務委員会が報告会の開催を求めた場合は、報告会を実施しなければならない。
- 3 支援決定者は、学務委員会が報告書を同窓会に提出すること、及び、同窓会が支援事業の概要を同窓会報告物（同窓会ウェブサイト等）に掲載することを了承し、そのため

に必要な資料を提出するものとする。

(経費の返還)

第10条 支援決定者は、事業のために支出しなかった経費を返還しなければならない。また、学務委員会が事業実施に必要であると認めない経費については、返還を求めることがある。

(同窓会への報告及び実施内容の見直し)

第11条 国際学部長は、同窓会に対し、本ファンドの運営に関する下記事項について、1年に一度書面にて報告を行うものとする。

- 一 申請件数、承認件数ならびに収支状況を含む運営状況
- 二 各申請についての審査概要
- 三 本ファンド運営に関する意見

2 同窓会と国際学部は、前項に規定する報告に基づき、本ファンドの意義について協議し、その実施内容について見直しを行うものとする。ただし、本ファンドの実施にあたり、見直しが必要となった場合は、その都度、協議するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、同窓会と国際学部は、必要に応じ、本ファンドの運営状況、意義等について協議することができるものとする。

(ファンドの終了)

第12条 本ファンドによる支援事業は、原則として、原資がなくなったときに終了するものとする。

2 前項の規定により、本ファンドを終了しようとするときは、事前に同窓会と協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めのない事項については、国際学部長が同窓会と協議のうえ別に定める。

附 則

1. この要項は、平成23年10月1日から実施する。
2. 平成23年10月1日から平成25年3月31日の間において、本ファンドの拠出金の5分の4は東日本大震災被災地支援活動に関連する支援事業にのみ支出するものとする。

国際学部同窓会学生ボランティア支援ファンド申請書

申請年月日 平成 年 月 日

国際学部長 殿

申請者氏名 _____ 印

(団体名) _____

学科等・学年 _____ 学科専攻 _____ 年

住 所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

下記のとおり申請します。

| | | | | |
|------------------------|---------------------|---------------------|---|------|
| 1. 事業内容 (概要を具体的に記載) | | | | |
| 2. 事業の必要性・意義 | | | | |
| 3. 実施場所等 | | | | |
| 4. 実施期間 | | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | |
| 5. 支援希望額 | | 円 | | |
| 経 費 内 訳 | 旅 費 | 行 先 | 金 額 | 備 考 |
| | 円 | | | |
| | 消 耗 品 等 | 品名・仕様等 | 金 額 | 備 考 |
| | 円 | | | |
| | そ の 他 | 事 項 | 金 額 | 備 考 |
| | 円 | | | |
| 6. 確認事項 | | | | |
| 個人申請者 | | 同窓会加入の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 代表申請者 | | 同窓会加入の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 団 体 申 請 者 | 参加同窓会会員数 | 名 (2名以上の参加の必要あり) | | |
| | 参加同窓会会員の 情報(2名分) | 氏 名 | 学科・専攻, 学年 | 電話番号 |
| | | | | |
| 7. その他特記事項 | | | | |

国際学部同窓会学生ボランティア支援ファンド実施報告書

報告年月日 平成 年 月 日

国際学部長 殿

報告者氏名 _____ 印

(団体名) _____

学科等・学年 _____ 学科専攻 _____ 年

住 所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

下記のとおり報告書を提出します。

| | | | | |
|------------------|---------------------|--------|-----|-----|
| 1. 事業内容の概要 | | | | |
| 2. 実施期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | | |
| 3. 事業実施後の成果・所感等 | | | | |
| 4. 経費収支報告 | | | | |
| | 使用額総計 | 円 | | |
| 経 費 内 訳 | 旅 費 円 | 行 先 | 金 額 | 備 考 |
| | | | | |
| | 消 耗 品 等 円 | 品名・仕様等 | 金 額 | 備 考 |
| | | | | |
| | そ の 他 円 | 事 項 | 金 額 | 備 考 |
| | | | | |
| 5. その他特記事項 | | | | |